

上 監 第 104 号
令和6年2月21日

上 郡 町 長 梅 田 修 作 様
上郡町議会議長 立 花 照 弘 様

上郡町監査委員 西 後 竹 則
// 木 村 公 男

令和5年度定期監査の結果報告

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに上郡町監査基準第2条第1項第1号の規定に基づき、令和5年度定期監査を実施し、地方自治法第199条第9項及び上郡町監査基準第14条の規定により下記のとおり報告する。

記

1. 日 時 令和6年1月22日・23日・25日・26日（4日間）
午前10時より

2. 場 所 役場4階 401会議室
企画広報課ほか14課(局)及び上郡中学校、上郡小学校、
上郡こども園の計18カ所

3. 監査の対象及び方法

対象は、予算の執行、歳入歳出、契約、財産及び物品の管理、財務事務の執行状況並びに上下水道事業ほか出先機関の管理運営等である。各関係課長及び担当係長等の出席を求めるとともに提出された資料等を参考に聞き取りを行いながら監査を実施した。

4. 定期監査の重点項目

本定期監査は、地方自治法第199条第4項及び上郡町監査基準第2条第1項第1号の規定に基づき、令和5年度の事務事業の執行状況の中から、次の5項目に重点を置いて実施した。

- (ア) 昨年度の定期監査及び決算審査の実施の際に、事務処理上改善を要する旨を指示したものが、どのように対応されているか。
- (イ) 職員の執務規律、事務執行について指揮監督が十分に行われているか。
- (ウ) 各事業の計画が効率的に実施されているか。また、職員の事務分担及び事務処理が効率的な事務執行体制になっているか。

- (エ) 人事管理、職員の執務行動管理が的確に行われているか。
- (オ) 公印・車両等の重要物品の保管・管理は適正に行われているか。

5. 定期監査の結果及び意見

厳しい財政状況が続くなか、町民が安心し、将来に期待を持てる町づくりを推進するため、職員は町民のニーズを的確に把握し、適切に対応することが重要である。また、事務事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるため、職員一人ひとりがコスト意識を高め、組織及び運営の合理化に努める必要がある。

昨年度の定期監査での指摘事項は、概ね改善されている。また、今年度の定期監査の結果、財務に関する事務の執行等は概ね適正に処理されている。主な所見、事務処理の改善及び検討を要するものは次のとおりである。

- ① 近年各地で地震被害が発生しており、ライフラインの確保は大きな課題となっている。当町も耐震化計画に沿って水道施設の更新を行うなど、災害への備えを強化すべく確実に進めてもらいたい。
- ② 昨年度にピュアランド山の里の方向性について意見した。すでに休業してから一年が経過しようとしており、検討委員会の結果報告を参考に当町の方向性を早急に示すべきと考える。
- ③ 出勤簿、公用車運転日誌等デジタル化を進め事務の効率化を図っているが、フルタイムの会計任用職員の出勤簿についても職員と同じ扱いをすべき。
- ④ 契約（賃貸・雇用等）を実施する場合には、内容・現状を十分に把握し、吟味して行うよう留意してもらいたい。

以上、主なものを取り上げた。改善や検討すべきところは早急に対処し、今後の事務執行に取り組まれない。

以上、報告します。